

広原行政区弔慰金規定

会員にご不幸があった場合は、広原行政区より下記の弔慰金を供し、哀悼の意を表す。

なお、ご遺族はこの弔慰金に対するお返し等はしないこととする。

記

会員が死亡された場合	3, 0 0 0 円
------------	------------

(附則)

当規定の施行、改定及び廃止は、役員会の承認を必要とする。

平成 2 7 年 7 月 1 日 施行